

(6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏

① 演奏場所 1 ヶ所又はパレード 1 編成の使用料は、次のとおりとする。

(ア) 演奏場所への入場料がない場合

1 ヶ月及び 1 日の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	1 ヶ月の使用料額	1 日の使用料額
無 料	12,000 円	900 円
1,000 円まで	40,000 円	3,000 円
2,000 円まで	60,000 円	4,500 円
3,000 円まで	80,000 円	6,000 円
3,000 円を超える場合	100,000 円	7,500 円

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。

② ①によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

(ア) 演奏場所への入場料がない場合

㊦ 利用時間 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

施設への入場料	使用料額
無 料	120 円
1,000 円まで	400 円
2,000 円まで	600 円
3,000 円まで	800 円
3,000 円を超える場合	1,000 円

㊧ 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が 5 分までの場合の金額の 2 倍の額とする。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(イ) 演奏場所への入場料がある場合

催物の内容により、本節 2 又は 3 の他の規定を適用し、算定するものとする。